

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。